

大阪文化芸術創出事業（公演機会創出事業及び大阪文化芸術フェス2021） の実施にかかる企画・運営等業務企画提案募集要項

1 事業趣旨

大阪府、大阪市及び大阪文化芸術フェス実行委員会(以下「実行委員会」という。※)では、新型コロナウイルスと共存しながら、文化芸術活動の機会の創出や鑑賞機会の提供など文化芸術活動の回復に取り組むため、大阪にゆかりのあるアーティスト・演芸人などの文化芸術家や劇団・楽団等の公演・活動の場を創出するとともに、府民に文化芸術に触れる機会を提供する「公演機会創出事業」を実施します。音楽や上方伝統芸能、上方演芸、演劇などの文化芸術のプログラムを実施し、新型コロナウイルス感染症によって、大きな影響を受けた文化芸術活動の推進に取り組みます。

また、長い歴史の中で培ってきた大阪が誇る上方伝統芸能など、多彩で豊かな文化を核として、大阪の都市魅力を創造し、広く国内外に発信することで観光需要の喚起にもつなげるため、「大阪文化芸術フェス2021」を開催します。

インバウンドを含めた多くの観光客を呼び込むことにより、国際エンターテインメント都市の実現を目指すとともに、大阪の都市格の向上を図り、2025年大阪・関西万博につなげていきます。

※大阪文化芸術フェス実行委員会は、大阪府、大阪市、大阪商工会議所、公益財団法人大阪観光局、一般財団法人関西観光本部で構成

2 業務名称

大阪文化芸術創出事業（公演機会創出事業及び大阪文化芸術フェス2021）の実施にかかる企画・運営等業務（以下「本件委託業務」という。）

3 開催期間

○公演機会創出事業：令和3年9月～12月を中心に実施

○大阪文化芸術フェス2021：令和3年10月～11月を中心に実施

※開催期間は、新型コロナウイルスの感染状況や実行委員会が提案するプログラムにより変更する場合があります。

4 開催場所

公演機会創出事業、大阪文化芸術フェス2021とも府内全域

5 契約期間

契約締結日から令和4年3月31日（木）まで

6 契約上限金額

255,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

・「公演機会創出事業」に要する経費は、150,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む）以内、「大阪文化芸術フェス2021」に要する経費は、105,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む）以内とする。

・「大阪文化芸術フェス2021」については、令和3年度の国庫補助金の採択状況によって、内容に変更（追加）が生じる場合がある。

- ・実施するプログラムについては、提案内容をもとに、実行委員会と協議・調整のうえ、決定する。また、実行委員会が企画するプログラムの実施等を求めることがある。
- ・なお、プログラムは、新型コロナウイルスの感染状況などの社会情勢を踏まえて実施していく必要があるため、予算の範囲内で追加や変更等を求めることがある。

7 委託業務内容

大阪文化芸術創出事業（公演機会創出事業及び大阪文化芸術フェス 2021）の企画、事業全般にかかる企画調整及び運営業務

ア 公演機会創出事業にかかる文化芸術プログラムの企画

イ 大阪文化芸術フェス2021にかかる文化芸術プログラムの企画

ウ プログラム内容に係る調整（会場調整、制作、キャスティング）、広報、運営管理、警備など事業全般に係る業務

エ その他付帯業務

8 契約締結について

本件委託業務に係る企画提案（以下「本件企画提案」という。）の募集に応じた者（以下「応募提案者」という。）のうち、外部委員で構成する事業者選定委員会による審査を経て、最も優れた企画を提案した者（以下「最優秀提案事業者」という。）と契約条件を協議の上、実行委員会において決定し、契約を締結します。

9 企画提案概要

（1）公演機会創出事業のプログラムについて

（提案事項）

○府内のホール等（屋外を含む）において、アーティスト等の公演・活動の場を創出するとともに、府内外の方に大阪が誇る文化芸術を楽しんでいただけるよう、魅力のある企画を提案してください。

○実施するプログラムは、次の分野（①～④）のものを実施することとし、提案では、分野ごとに最低1つのプログラムを提案してください。なお、4つの分野以外の分野について提案していただいても構いません。

① 音楽

② 演劇・舞踊

③ 伝統芸能

④ 芸能

○プログラムについては、大阪にゆかりのあるアーティストの起用やコンテンツを含めた提案をすること。多くのアーティスト等が出演できるプログラムを提案してください。

（提案にあたっての留意事項）

- ・提案にあたっては、プログラムの内容を明記すること。会場については、提案時に必ずしも確保を求めません。
- ・公演を行うアーティスト等は、毎年複数回の有料公演を実施するなど、定期的に興行を行っていること。
- ・実施するプログラムは、無料・有料は問いません。
- ・より多くの方が大阪で文化芸術プログラムを楽しめるよう、宿泊施設や旅行会社等と連携した企画があれば提案してください。

- ・本事業は新型コロナウイルス感染症により影響を受けているアーティスト等の公演の機会を創出するものであるため、すでに出来上がっている興行に補助するものではありません（既存の興行に補助する事業ではない。）。
- ・実施するプログラムは、提案内容をもとに、実行委員会と協議・調整のうえ、決定します。その際、予算の範囲内でプログラムの追加、変更等を求めることがある。

（2）大阪文化芸術フェス 2021 のプログラムについて

（提案事項）

- 実施するプログラムは、文化芸術資源を活用した文化芸術事業であり、かつインバウンドの需要回復や府内への観光需要の喚起の双方に資するものを提案してください。
- 提案にあたっては、大阪市内、大阪市外の会場で行うプログラムを提案してください。

〈取組例〉（以下は例示であり、提案を制約するものではありません。）

- ・上方伝統芸能や上方演芸をはじめ、音楽、演劇、ダンスなどの公演やアートの展示
- ・祭りなどの伝統行事（民謡、音頭等）や伝統工芸品等の文化資源を活かしたもの
- ・大阪の食文化（出汁、割烹など）や茶道・華道などの生活文化の体験
- ・古墳群や国指定の史跡、歴史的建造物などでの公演等
- ・外国人観光客にも楽しんでもらえるノンバーバルなプログラム

（提案にあたっての留意事項）

- ・大阪文化芸術フェスのために新たに制作されたものやジャンルが異なるものとコラボするなど、特別にカスタマイズされたものを中心に構成すること。
- ・「大阪ならでは」や、この大阪文化芸術フェスでなければ体験することができないプログラムを実施すること（既存の興行に補助する事業ではありません。）。
- ・有料プログラムについては、会場費（附帯設備含む）や制作費等の一部を負担するのみで、それ以外の経費はチケット収入や協賛金で賄うことを原則とします。また、チケット販売の不振に対して、委託料を増額することは認めません。
- ・より多くの方が大阪で文化芸術プログラムを楽しめるよう、宿泊施設や旅行会社等と連携した企画があれば提案してください。
- ・実施するプログラムは、提案内容をもとに、実行委員会と協議・調整のうえ、決定します。その際、予算の範囲内でプログラムの追加や変更、実行委員会が企画するプログラムの実施を求めることがある。
- ・各プログラムの集客目標を設定すること。

〔参考〕

- ・実行委員会では、次の会場を仮予約していますので、これら施設も利用できます。
万博記念公園 10月20日（水）～27日（水）
大阪市中央公会堂 10月15日（金）夜間～17日（日）
※両会場とも準備・撤去日を含む。

(3) 戦略的な広報活動

(提案事項)

○府民をはじめ、国内外の方に知っていただくため、効果的な広報計画を提案してください。

(提案にあたっての留意事項)

- ・全体の来場者目標を設定し、その達成に向けた戦略的な広報計画を提案すること。
- ・メディアへの事前告知やチラシ・ポスター等の広報媒体の作成・配布、SNS、ブロガーなどの積極的な活用方策について、具体的なものを提案すること。また、旅マエの観光客に向けた情報発信についても踏まえること。
- ・企画提案時に、ポスター、ロゴデザイン等の作成、提出は不要。

(4) 運営体制等について

(提案事項)

○事業実施にあたって、具体的な運営体制を提案してください。

(提案にあたっての留意事項)

- ・契約締結後、実行委員会と十分な協議・調整を行い、事業を実施すること。
- ・プログラム実施時に新型コロナウイルス感染症の拡大防止、発生時の対策を必ず講じること。
- ・プログラム協賛等を獲得できるよう効果的な取り組みを検討すること。

(5) 企画提案上限金額

245,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

- ・「公演機会創出事業」にかかる企画は、150,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む）以内で提案すること。
- ・「大阪文化芸術フェス」にかかる企画は、95,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む）以内で提案すること。なお、契約上限金額との差額10,000,000円分については、契約締結後、実行委員会からの企画提案（開催時期を含む）をもとに協議・調整のうえ、プログラムを実施する。

10 スケジュール

- | | |
|-------------|------------------------|
| ○ 公募開始 | 3月31日（水） |
| ○ 説明会 | 4月 8日（木） |
| （参加申込書提出期限） | 4月 7日（水） 正午まで |
| ○ 質問の提出締切 | 4月12日（月） 午後5時まで |
| ○ 質問に対する回答 | 4月15日（木） までに随時回答 |
| ○ 提案書等の提出期限 | 5月17日（月） 午後5時まで（持込みのみ） |
| ○ 選定委員会 | 5月 中旬 |
| ○ 審査結果通知等 | 5月 中旬 |

11 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

- (1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。
- ア 成年被後見人
 - イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者
 - ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
 - ク 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。
- ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和 2 年大阪府規則第 61 号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第 3 条第 1 項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）
 - イ 暴力団排除措置規則第 9 条第 1 項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）
 - ウ 暴力団排除措置規則第 3 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

12 失格事項

応募提案者が次のいずれか1つに該当する場合は失格とします。応募提案者が最優秀提案事業者に決定した後、契約締結までの間に次のいずれか1つに該当した場合も同様に失格とし、次点の者を採用します。

- (1) 資格を満たさなくなった場合若しくは資格を満たさないことが明らかになった場合
- (2) 応募書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 2つ以上の提案を提出した場合（応募提案者である共同企業体の構成員が他の応募提案者である共同企業体の構成員となっている場合及び単独の応募提案者となっている場合も含む。）
- (4) 委託金額の上限を超える額の応募金額提案書を提出した場合
- (5) 本件企画提案の審査（審査委員によるプレゼンテーション審査）の時刻に出席しなかった場合
- (6) 審査の公平性に影響のある行為を行ったと認められる場合
- (7) 「大阪文化芸術フェス実行委員会公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得」に違反した場合
- (8) 提出期間内に応募書類等が提出されなかった場合

13 説明会の実施について

本件の募集に係る説明会を次のとおり開催します。応募を検討している方はできる限り出席してください。

(1)開催日時

日 時 令和3年4月8日（木）午前10時30分から（受付開始 午前10時）
場 所 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎41階 共用会議室8
※説明会に参加される方は、募集要項、仕様書、様式を持参してください。

(2)申込方法

ア 申込方法

- ・「大阪文化芸術創出事業（公演機会創出事業及び大阪文化芸術フェス2021）の実施にかかる企画・運営等業務説明会参加申込書」（別紙様式1）を電子メールで提出してください。電話、ファクシミリによる申込みは受け付けません。
メールアドレス：bunka@sbox.pref.osaka.lg.jp
- ・「件名」に「【説明会参加申込：大阪文化芸術創出事業プロポーザルについて】」と記載して送付してください。
- ・参加にあたり、障がい等により配慮を希望される方は、参加申込書のその他の欄にその旨を記載してください。
- ・送信後、必ず、到着の有無を電話で事務局に問い合わせてください。

イ 受付期間

令和3年4月7日（水）正午まで《必着》

- ・参加者は会場の都合により、応募者1者につき2名まででお願いします。

【問い合わせ先】

大阪文化芸術フェス実行委員会事務局 担当 松谷、古閑、谷口
（大阪府府民文化部文化・スポーツ室文化課文化創造グループ内）
電 話 06-6210-9306（直通）

14 質問の受付

(1)質問受付期間

令和3年4月12日（月）午後5時まで《必着》

※受付期間外の質問は、理由の如何を問わず受け付けません。

(2)提出方法

ア 質問は「大阪文化芸術創出事業質問票」(別紙様式2)により、電子メールのみ受け付けます。電話、ファクシミリでの質問は一切受け付けません。

イ 複数の法人による共同企業体で応募する場合は、代表する法人がとりまとめて送信してください。

ウ 電子メールの「件名」に「【質問】大阪文化芸術創出事業プロポーザルについて」と明記して送付してください。

エ 質問の送信後は、必ず到着の有無を電話で事務局に問い合わせてください。

(3)質問提出先

大阪文化芸術フェス実行委員会事務局 担当 松谷、古閑、谷口
(大阪府府民文化部文化・スポーツ室文化課内)

メール bunka@sbox.pref.osaka.lg.jp

電話 06-6210-9306 (直通)

(4)質問の回答方法

受け付けた質問の内容及び質問に対する回答は、令和3年4月15日(木)までに、大阪府文化課ホームページに掲載します。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/bunka/bunfes2/soushutu2021.html>

15 提案にかかる応募書類及び提出方法

(1)応募書類及び提出部数

○「正本」(応募書類と添付書類) 1部

○「副本」(応募書類のみ) 15部

《注意事項》

【応募書類】

ア 企画提案応募申込書(別紙様式3:正本1部、副本15部)

イ 提案書表紙(別紙様式4-1:正本1部、別紙様式4-2:副本15部)
提案書(別紙様式5:正本1部、副本15部)

ウ 応募金額提案書(別紙様式6:正本1部、副本15部)

エ 業務実績申告書(別紙様式7:正本1部、副本15部)

※共同企業体(この事業を目的として構成された共同企業体)での応募の場合は、上記ア～エに加え、次の①～④の書類も併せて提出:各1部

① 共同企業体届出書(別紙様式8)

② 共同企業体協定書(別紙様式9)

③ 委任状(別紙様式10)※構成員が支店等の場合のみ

④ 使用印鑑届(別紙様式11-1)※代表構成員が代表取締役の場合
使用印鑑届(別紙様式11-2)※代表構成員が受任者の場合

オ 誓約書(参加資格関係)(別紙様式12)

誓約書(暴力団関係)(別紙様式13)

【添付書類】

※共同企業体(この事業を目的として構成された共同企業体)で企画提案する場合は、添付書類ア～エは、共同企業体すべての構成員について提出してください。

ア 定款又は寄付行為の写し（1部）（原本証明してください。）

イ ①法人登記簿謄本（1部）

- ・ 法人の場合に提出してください。
- ・ 発行日から3カ月以内のもの

②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1部）

- ・ 個人の場合に提出してください。
- ・ 発行日から3カ月以内のもの
- ・ 準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1部）

- ・ 個人の場合に提出してください。
- ・ 発行日から3カ月以内のもの
- ・ 「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

ウ 納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）

①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

- ・ 大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。

②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

エ 財務諸表の写し（1部：最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）

①貸借対照表

②損益計算書

③株主資本等変動計算書

(2)応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(3)応募書類の不備

応募書類に不備があった場合、審査の対象とならないことがあります。

(4)その他

- ・ 応募は1者1提案とします。（共同企業体として参加する場合を含む）
- ・ 応募書類はモノクロ（白黒）、カラーどちらでも可。
- ・ 「正本」「副本」それぞれを1部ずつA4ファイルに綴って提出してください。応募書類は電子媒体（CD-R等）での提出もお願いします。
- ・ 「正本」については、表紙及び背表紙には「提案事業タイトル」と「提案団体名」を記入してください。
- ・ 「副本」については、個人名及び企業名、社章など応募者が特定できる内容を記入しないでください。（表紙及び背表紙含む）
- ・ 応募に要する経費はすべて応募者の負担とします。
- ・ 提出時には一切の質問に応じません。
- ・ 提出後の資料追加、差し替え及び補正は一切認められません。（事務局が補正等を求める場合を除きます。）
- ・ 応募書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

(5)提出方法

事務局への持ち込みのみとします。（郵送等による提出は認めません。）

(6)提出期限

令和3年5月17日（月）午後5時

(7)提出先

大阪文化芸術フェス実行委員会事務局 担当 松谷、古閑、谷口

(大阪府府民文化部文化・スポーツ室文化課内)

住 所 大阪市住之江区南港北 1-14-16

大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー) 37 階

電 話 06-6210-9306

16 審査の方法

(1)審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する事業者選定委員会による審査を行い、最優秀提案者及び次点者を決定します。ただし、最高点の者が複数いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とする。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の機材は使用できませんのでご了承ください。

ウ 最優秀提案事業者の評価点が、審査の結果 100 点満点中60点以下の場合は採択しません。なお、審査は非公開とし、審査内容に係る異議や質問は一切受け付けません。

エ 最優秀提案事業者は特別の理由がない限り、契約交渉の相手方に決定します。

(2)審査基準

次の審査基準及び配点に基づき採点します。

審査項目	割合	審査内容・着眼点
企画提案全般にあたっての考え方	20点	・事業目的・内容に対する理解・知識 ・企画力(集客力・話題性・インパクト等)
プログラムに係る企画調整及び運営		
公演機会創出事業プログラムの企画	25点	・大阪にゆかりのあるアーティストの起用やコンテンツ ・府民に楽しんでもらえる魅力あるプログラム ・提案内容の実現性・具体性
大阪文化芸術フェス2021プログラムの企画	25点	・大阪の文化芸術資源を活用した集客力の高いプログラム ・国内外の観光客を大阪に呼び込む、魅力あるプログラム ・提案内容の実現性・具体性
戦略的な広報活動	15点	・あらゆる広報媒体を活用した効果的・効率的な広報戦略 ・関西圏をはじめ首都圏や海外に向けた具体的な取り組み
運営体制等	10点	・総合運営力(運営管理、組織・実施体制、調整進行計画等) ・事業を安全に実施できる体制 ・新型コロナウイルス感染症への対応 ・民間、地域、ボランティア等と連携した運営体制 ・協賛獲得策
価格点	5点	・価格点の算定式 満点(5点)×提案価格のうち最低価格/自社の提案価格
合 計	100点	

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全応募提案者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を文化課ホームページにおいて公表します。

(※アドレス：<http://www.pref.osaka.lg.jp/bunka/bunfes2/soushutu2021.html>)

ただし、応募提案者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

①最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点

(品質点及び価格点を配点した場合の価格点・提案金額)

②全応募提案者の名称(申込順)

③全応募提案者の評価点(得点順 内容は①に同じ)

④最優秀提案事業者の選定理由(講評ポイント)

⑤選定委員会委員の氏名及び選任理由

⑥その他(最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由)

(4) 審査対象からの除外

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外します。

ア 事業者選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

17 契約手続きについて

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と協議を行い、実行委員会で決定の上、契約を締結します。

(2) 採択された提案については、採択後に実行委員会と詳細を協議していただきます。この際、内容・金額について変更が生じる場合があります。

(3) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。ただし、実行委員会と協議のうえ、概算で支払いをしなければ契約しがたいと認められる場合は、概算払をすることができるものとします。

(4) 契約に際して、大阪府暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書(様式13)を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、実行委員会は契約を締結しません。

(5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間に、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。

(6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間に、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。

ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者

(7) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。

イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。

ウ 銀行又は実行委員会が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。

エ 銀行又は実行委員会が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。

オ 銀行又は実行委員会が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。

この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。

カ 銀行又は実行委員会が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。

(8) (7)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除します。

ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を実行委員会に寄託しなければならない。

イ 本業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を過去2年間で2件以上締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、本業務を履行しない恐れがないと認められる場合。

18 その他

応募提案にあたっては、「大阪文化芸術フェス実行委員会公募型プロポーザル方式応募提案・見積り心得」を熟読し遵守してください。

※大阪文化芸術フェス実行委員会は、令和3年4月1日付けで名称を「大阪文化芸術創出事業実行委員会」に変更しますので、同日以降は、本募集要項等の実行委員会名は、新名称に読み替えることとします。